浄化槽保守点検業者
登録の手引

令和７年５月

青森市環境部
廃棄物・リサイクル課

はじめに

青森市の区域内において、浄化槽保守点検業を営もうとする方は、市長の登録を受ける必要があります。

本手引では、当該登録手続きについて説明します。

本手引において条例とは青森市浄化槽保守点検業者登録条例を、規則とは同条例の施行規則をいいます。

目次

１　登録の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　登録の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　手続きの種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４　登録（新規・更新）手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

５　申請方法及び登録済通知書の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

６　登録申請窓口（新規のみ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

８　申請書類の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

９　器具の基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

１０　保守点検業者の遵守事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

１１　申請、届出に係る様式の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

１２　様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

１　登録の対象

青森市の区域内において、浄化槽保守点検業を営もうとする方

２　登録の条件

（１）県内に営業所を設置し、本市の区域内において浄化槽点検業を行う営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置いていること（条例第 11 条第 1 項）

（２）営業所ごとに規則で定める器具を備えていること(条例第 11 条第 2 項、規則第 6 条)

（３）登録申請者が条例で定める欠格要件に該当しないこと、また申請書及びその添付書類について、重要な事項に虚偽の記載がなく、かつ重要な事実の記載が欠けていないこと（条例第 6 条第 1 項）

３　手続きの種類

（１）登録（新規）

青森市の区域内で浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければなりません。(登録有効期間 3 年)

（２）登録の更新

登録の有効期間満了後も引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする場合は、登録の更新を受けなければなりません。

（３）変更の届出

登録事項に変更があったとき、変更が生じた日から 30 日以内にその旨を市長に届け出なければなりません。

（４）廃業等の届出

浄化槽保守点検業者が浄化槽保守点検業を廃止、又は法人が破産手続き開始の決定により解散した等の事由に該当した場合、該当した日から 30 日以内に市長へ届け出なければなりません。

４　登録（新規・更新）手数料

（１）金額

33,000 円

（２）手数料の納付方法

・登録（新規）の場合は、納入通知書を下記の登録申請窓口で申請時にお渡ししますので、青森市役所駅前庁舎内にある金融機関または会計課窓口にて、現金でお支払いいただけます。（窓口で領収書をコピー）

・登録の更新の場合は、更新の通知時に納入通知書を同封しますので、金融機関等で支払い、領収書のコピーを申請書に添付ください。

５　申請方法及び登録済通知書の交付

（１）申請方法

・登録（新規）の場合は、予め上記窓口へお電話で日時をご予約のうえ、ご来庁ください。

・登録の更新の場合は、更新の通知で提出（郵送等）の詳細についてご案内いたします。

（２）登録済通知書の交付

・登録済通知書の交付は、郵送で行います。

６　登録申請窓口（新規のみ）

青森市環境部　廃棄物・リサイクル課

〒030－0801　青森市新町一丁目 3 番 7 号　青森市役所駅前庁舎 3 階

☎：017－718-1086　FAX：017―718-1187

７　手続きの流れ

（１）登録（新規・更新）の場合

①申請書の作成（更新対象者には市から郵送で事前通知）

②申請日時の予約（新規のみ）

③申請（新規のみ窓口受付、更新は郵送受付）

④現地審査（登録要件を満たしているかを審査します）

⑤登録済通知書の交付（郵送）

※登録（新規・更新）の標準処理期間は 30 営業日とし、その中には申請書受理後に書類の修正・不足書類の追加に要した期間は含まれません。

（２）変更の届出・廃業等の届出

①届出の作成

②届出（郵送、事情確認等の必要がある場合は市から連絡します）

③登録済通知書の交付（郵送）

８　申請書類の作成

登録申請（新規・更新）、変更の届出、廃業等の届出を行う場合は、以下の書類を作成し、1 部提出してください。様式は、青森市ホームページからダウンロードしてください。

（１）登録（新規・更新）の場合

書類の名称等		要否		備考
		個人	法人	
「浄化槽保守点検業者登録申請書」 様式第 1 号（P17-18）		○	○	新規・更新の登録申請書を兼ねる
添付書類	「誓約書」 様式第 2 号（P19）	○	○	登録申請者が欠格事由に該当しないことを誓約する書面（法人の場合は、代表者が誓約する）
	「器具明細書」 様式第 3 号（P20）	○	○	営業所ごとに別葉とすること
	登録申請者の住民票の写し	○		マイナンバーの記載がないもの 発行日から 3 カ月以内のもの
	登録申請者の定款又は寄付行為		○	原本証明がされているもの
	登録申請者の登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）		○	発行日から 3 カ月以内のもの~~で~~
	浄化槽管理士の住民票の写し	○	○	マイナンバーの記載がないもの 発行日から 3 カ月以内のもの
	浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し	○	○	

書類の名称等		要否		備考
		個人	法人	
添付書類	登録の有効期間中における浄化槽の保守点検の業務に関する研修の受講計画を記載した書面	○	○	登録の更新の場合は、研修の修了証書の写しも合せてご提出ください。
	営業所の所在地の周辺の見取図	○	○	
	現に受けている登録に係る登録番号、登録の年月日及び有効期間を記載した書類	○	○	登録済通知書の写し ※登録の更新の場合に限る。
	申請者の法定代理人の住民票の写し	○		マイナンバーの記載がないもの 発行日から 3 カ月以内のもの ※申請者が未成年で法定代理人が、個人の場合に限る。
	申請者の法定代理人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○		発行日から 3 カ月以内のもの ※申請者が未成年で法定代理人が、法人の場合に限る。

（２）変更の届出（下記の変更があった日から 30 日以内）

変更事項	書類の名称等		要否		備考
			個人	法人	
	「浄化槽保守点検業者登録事項変更届」様式第 10 号(P24)		○	○	
登録業者の氏名	添付書類	登録業者の住民票の写し	○		マイナンバーの記載がないもの 発行日から 3 カ月以内のもの
登録業者の名称又は代表者の氏名		登録業者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		○	発行日から 3 カ月以内のもの

変更事項	書類の名称等		要否		備考
			個人	法人	
登録業者の住所	添付書類	登録業者の住民票の写し	○		マイナンバーの記載がないもの 発行日から3カ月以内のもの
		登録業者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		○	発行日から3カ月以内のもの
営業所の名称		なし	○	○	
営業所の所在地		営業所の所在地の周辺の見取図	○	○	新たな営業所を設置した場合に限る。
		「器具明細書」様式第3号（P20）	○	○	
役　員		①登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		○	発行日から3カ月以内のもの
		②誓約書		○	新たに役員になった者がある場合
浄化槽管理士の追加		①浄化槽管理士の住民票の写し	○	○	マイナンバーの記載がないもの 発行日から3カ月以内のもの
		②浄化槽管理士の免状の写し	○	○	
		③登録の有効期間中における浄化槽の保守点検の業務に関する研修の受講計画を記載した書面	○	○	追加となる浄化槽管理士が既に研修を受講している場合は、修了証書の写しの添付をお願いします
浄化槽管理士の抹消		なし	○	○	
未成年者の法定代理人		住民票の写し	○		マイナンバーの記載がないもの 発行日から3カ月以内のもの
		登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○		発行日から3カ月以内のもの

（３）廃業等の届出（下記の事実があった日から 30 日以内）

廃業等の届出事由	書類の名称等		要否		備考
			個人	法人	
	「浄化槽保守点検業者廃業等届出書」様式第 11 号(P25)		○	○	
死亡した場合	届出をしなければならない者	相続人	○		
法人が合併により消滅した場合		法人を代表する役員であった者		○	
法人が破産手続開始の決定により解散した場合		裁判所が選任した破産管財人		○	
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合		清算人		○	
業を廃止した場合		浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人を代表する役員	○	○	

９　器具の基準等

器具の名称	例
1　水準器	
2　温度計	通常の使用状態における水温及び気温を測定できるもの
3　透視度計	50cm 又は 100 ㎝のもの
4　溶存酸素計	Doメーター
5　水素イオン濃度指数測定器具	pH メーター
6　亜硝酸性窒素測定器具	GR 試薬
7　塩素イオン濃度測定器具	塩素イオンメーター

	器具の名称	例
8	残留塩素測定器具	比色法にあっては比色管
9	汚泥沈殿率測定器具	1ℓのメスシリンダー
10	スカム厚及び汚泥厚測定器具	合理的にスカム厚及び汚泥厚が測定できるもの

１０　保守点検業者の遵守事項

（１）「浄化槽保守点検業者登録票」（標識）を、営業所ごとの見やすい場所に掲示すること（条例第 13 条 、様式第 5 号 P21）

（２）職務を行うときは、浄化槽管理士証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示すること（条例第 12 条第 4 項、様式第 9 号 P23）
※浄化槽管理士証は、規則第 7 条において浄化槽保守点検業者が作成するもののほか、知事の告示により公益財団法人日本環境整備教育センターの発行する浄化槽管理士証を指定している。（昭和 61 年 7 月青森県告示第 545 号）

（３）保守点検は、環境省関係浄化槽法施行規則第 2 条に定められた保守点検の技術上の基準に基づいて行うこと（浄化槽法第 8 条）

（４）保守点検の回数は、環境省関係浄化槽法施行規則第 6 条に定められた期間ごとに一回以上行うこと（浄化槽法第 10 条）

（５）保守点検は、浄化槽管理士が行うか、若しくは実地に監督すること（条例第 12 条第 1 項）

（６）保守点検を行った場合において、清掃が必要であると認められるときは、速やかにその旨を浄化槽管理者及び委託を受けている浄化槽清掃業者に通知すること（条例第 12 条第 3 項）

（７）保守点検を行った場合において、記録表を交付するときは浄化槽管理者に対し、その内容を説明すること（環境省関係浄化槽法施行規則第 5 条第 3 項）

（８）保守点検の記録票、帳簿を 3 年間保存すること （環境省関係浄化槽法施行規則第 5 条第 8 項及び第 9 項、条例第 14 条、様式第 6 号 Ｐ22）

（９）登録内容に変更が生じた場合、30 日以内に「浄化槽保守点検業者登録事項変更届」を添付書類とともに提出すること （条例第 7 条、様式第 10 号 Ｐ24）

（１０）浄化槽管理士に関する以下の研修を登録の有効期間につき一回以上受けさせるよう努めること(条例第 12 条第 2 項)

・一般社団法人青森県浄化槽検査センターが行う浄化槽の保守点検に関する研修

・上記の研修に相当するものとして市長が適当と認める研修

（１１）毎年 5 月 31 日までに前年度の「浄化槽保守点検業者年間実績報告書」を提出すること(規則第 10 条、様式第 12 号 Ｐ26)

（１２）浄化槽保守点検業を廃業した場合、30 日以内に「浄化槽保守点検業者廃業等届出書」を提出すること(条例第 8 条、様式第 11 号 Ｐ25)

（１３）浄化槽関係法令を遵守すること

１１　申請、届出に係る様式の記入例

（１）浄化槽保守点検業者登録（更新登録）申請書（様式第 1 号） Ｐ11-12

（２）誓約書（様式第 2 号） Ｐ13

（３）器具明細書（様式第 3 号） Ｐ14

（４）浄化槽保守点検業者登録事項変更届（様式第 10 号） Ｐ15

（５）浄化槽保守点検業者廃業等届出書（様式第 11 号） Ｐ16

１２　様式

（１）浄化槽保守点検業者登録（更新登録）申請書（様式第 1 号） Ｐ17-18

（２）誓約書（様式第 2 号） Ｐ19

（３）器具明細書（様式第 3 号） Ｐ20

（４）浄化槽管理士の研修受講計画書（様式第 4 号） Ｐ21

（５）浄化槽保守点検業者登録票（様式第 5 号） Ｐ22

（６）帳簿（様式第 6 号） Ｐ23

（７）浄化槽管理士証（様式第 9 号） Ｐ24

（８）浄化槽保守点検業者登録事項変更届（様式第 10 号） Ｐ25

（９）浄化槽保守点検業者廃業等届出書（様式第 11 号） Ｐ26

（１０）浄化槽保守点検業者年間実績報告書（様式第 12 号） Ｐ27

個人の場合は住民票上の住所及び氏名を記入すること。

様式第１号（第１１条関係）

（表面）

令和〇年　〇月　〇日

青森市長　　様

申請者　住　　所　**青森市△△〇丁目〇番〇号**
氏　　名　**株式会社□□**
代表取締役　青森　太郎
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

浄化槽保守点検業者登録(更新登録)申請書

青森市浄化槽保守点検業者登録条例第３条第１項(第３条第３項)の規定による登録を受けたいので、次のとおり申請します。

個人事業主の方の場合は商号があればそれも記入してください。

１．名　　称(商号)	**株式会社□□**
２．氏　　名 (法人は、代表者の氏名)	**代表取締役　青森　太郎**
３．住　　所	〒〇〇〇−〇〇〇〇 **青森市△△〇丁目〇番〇号** **電話番号　〇〇〇−〇〇〇−〇〇〇〇**
４．法定代理人（申請者が未成年である場合）	
名　　称	
氏　　名 (法人は、代表者の氏名)	
住　　所	
役員の氏名	

５．営　業　所

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
㈱□□青森営業所	**青森市△△〇丁目〇番〇号**	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
㈱□□弘前営業所	**弘前市△△〇丁目〇番〇号**	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
		- -

６．役　　員

役　職　・　氏　名	役　職　・　氏　名
代表取締役　青森　太郎	
取締役　青森　花子	
監査役　青森　一郎	

監査役の方も忘れず記入してください。

（裏面）

7．浄化槽管理士		
氏　　名	免状の交付番号	所属営業所の名称
青森　二郎	**第〇〇〇〇〇号**	**株式会社□□　青森営業所**
青森　三郎	**第〇〇〇〇〇号**	**株式会社□□　青森営業所**
青森　四郎	**第〇〇〇〇〇号**	**株式会社□□　弘前営業所**

様式第２号（第１１条関係）

誓　　約　　書

青森市浄化槽保守点検業者登録条例第６条第１項第１号から第５号までに該当しないことを誓約します。

令和〇年　〇月　〇日

青森市長　　様

申請者　住　　所　**青森市△△〇丁目〇番〇号**

氏　　名　**株式会社□□**

代表取締役　青森　太郎

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

様式第３号（第１１条関係）

器 具 明 細 書

氏名（法人にあってはその名称）　**株式会社□□　青森営業所**

器具の名称	形式、仕様等	数　量
1. 水準器	**平形水準器　感度0.05㎜/m　等**	○台
2. 温度計	**アルコール式（-20℃～100℃）　等**	○本
3. 透視度計	**アクリル製　30ｃｍ　等**	○本
4. 溶存酸素計	**電極式 ㈱○○　ＤＯ－△△　　等**	○台
5. 水素イオン濃度指数測定器具	**ガラス電極方式　㈱○○　ＰＨ－△△　等**	○台
6. 亜硝酸性窒素測定器具	**㈱○○　ＧＲ指示薬　等**	○台
7. 塩素イオン濃度測定器具	**㈱○○　モール法　等**	○台
8. 残留塩素測定器具	**㈱○○　ＤＰＤ法　等**	○台
9. 汚泥沈殿率測定器具	**アクリル製メスシリンダー　1,000ｍｌ　等**	○本
10. スカム厚及び汚泥厚測定器具	**㈱○○　1m　等**	○本

様式第１０号（第１１条関係）

登録内容に変更が生じた日から
３０日以内に提出してください。

令和〇年　〇月　〇日

青森市長　　様

届出者　住　　所　**青森市△△〇丁目〇番〇号**
氏　　名　**株式会社□□**
代表取締役　青森　太郎
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号　**〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇**

浄化槽保守点検業者登録事項変更届

登録事項に変更があったので、青森市浄化槽保守点検業者登録条例第７条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

1　登録番号及び登録年月日	**青森市長　△－第　△△　号・　令和〇年　〇月　〇日**		
2　変更年月日	3　変 更 事 項	4　変　更　内　容	
		変　更　前	変　更　後
令和〇年〇月〇日	**浄化槽管理士の追加**	**青森　一郎** **青森　二郎**	**青森　一郎** **青森　二郎** **青森　三郎**

「浄化槽管理士の追加」「代表者及び役員」
等から該当するものを記入してください。

法人における役員変更の場合は、
登記した日を記入してください。

様式第１１号（第１１条関係）

廃業等の日から３０日以内に提出してください。

令和〇年　〇月　〇日

青森市長　　様

届出者　住　　所　**青森市△△〇丁目〇番〇号**
氏　　名　**株式会社□□**
代表取締役　青森　太郎
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

浄化槽保守点検業者廃業等届出書

浄化槽保守点検業者に廃業等があったので、青森市浄化槽保守点検業者登録条例第８条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	廃業等をした浄化槽保守点検業者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	**株式会社□□** **代表取締役　青森　太郎**
2	登録番号及び登録の年月日	**青森市長△－第△△号・令和〇年　〇月　〇日**
3	廃業等の年月日	**令和〇年〇月〇日**
4	廃業等の内容	**合併による法人の解散**
5	廃業等をした浄化槽保守点検業者と届出者の関係	

「合併による法人の解散」「事業転換による業の廃止」等から該当するものを記入してください。

様式第１号（第１１条関係）

（表面）

年　　月　　日

青森市長　　様

申請者　住　　所
氏　　名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

浄化槽保守点検業者登録(更新登録)申請書

青森市浄化槽保守点検業者登録条例第３条第１項(第３条第３項)の規定による登録を受けたいので、次のとおり申請します。

１．名　　称(商号)			
２．氏　　名 (法人は、代表者の氏名)			
３．住　　所	〒 電話番号　　－　　－		
４．法定代理人（申請者が未成年である場合）			
名　　称			
氏　　名 (法人は、代表者の氏名)			
住　　所			
役員の氏名			

５．営　業　所

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
		-　　-
		-　　-
		-　　-

６．役　　員

役　職　・　氏　名	役　職　・　氏　名

（裏面）

7．浄化槽管理士		
氏　　名	免状の交付番号	所属営業所の名称

様式第２号（第１１条関係）

誓　　約　　書

青森市浄化槽保守点検業者登録条例第６条第１項第１号から第５号までに該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

青森市長　　様

申請者　住　　所

氏　　名　　印

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

様式第３号（第１１条関係）

器 具 明 細 書

氏名（法人にあってはその名称）

器具の名称	形式、仕様等	数 量
1. 水準器		
2. 温度計		
3. 透視度計		
4. 溶存酸素計		
5. 水素イオン濃度指数測定器具		
6. 亜硝酸性窒素測定器具		
7. 塩素イオン濃度測定器具		
8. 残留塩素測定器具		
9. 汚泥沈殿率測定器具		
10. スカム厚及び汚泥厚測定器具		

様式第４号（第１１条関係）

浄化槽管理士の研修受講計画書

業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

浄化槽管理士の氏名	浄化槽管理士免状の交付番号	所属営業所の名称	研修受講予定年月日	備考

注）研修受講予定年月日は、登録の有効期間（３年間）のうちに、当該浄化槽管理士に受講させる予定年度を記載すること。

様式第５号（第１１条関係）

浄化槽保守点検業者登録票	
氏　名　又　は　名　称	
登　　録　　番　　号	青森市長　　―　第　　号
登 録 の 有 効 期 間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
専任の浄化槽管理士の氏名	

35センチメートル以上

40センチメートル以上

様式第６号（第１１条関係）

整理番号	

1　浄化槽管理者					
氏名又は名称					
住　　所	〒 (電話番号)				
2　浄　化　槽					
設置場所	年　月設置				
型　式		処理方式	単独処理・合併処理	処理対象人員 (流入汚水量)	人槽 (　　m3)
3　浄化槽清掃業者					
氏名又は名称					
住　　所	〒 (電話番号)				

4　保守点検の記録			
実施年月日	担当浄化槽管理士の氏名	実　施　結　果	措　　置
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			

様式第９号（第11条関係）

第　　号

浄 化 槽 管 理 士 証

(写真ちょう付欄)

氏名

年　　月　　日生

浄化槽管理士免状の交付番号　第　　号

上記の者は、浄化槽管理士として浄化槽の保守点検の業務に従事する者であることを証明する。

年　　月　　日

浄化槽保守点検業者

住　　所

氏名又は名称　　㊞

6センチメートル

9センチメートル

様式第１０号（第１１条関係）

年　　月　　日

青森市長　　様

届出者　住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

浄化槽保守点検業者登録事項変更届

登録事項に変更があったので、青森市浄化槽保守点検業者登録条例第７条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　登録番号及び登録年月日	青森市長　　－第　　号・　　年　　月　　日		
２　変更年月日	３　変更事項	４　変更内容	
		変　更　前	変　更　後

様式第１１号（第１１条関係）

年　　月　　日

青森市長　　様

届出者　住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

浄化槽保守点検業者廃業等届出書

浄化槽保守点検業者に廃業等があったので、青森市浄化槽保守点検業者登録条例第８条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	廃業等をした浄化槽保守点検業者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	
2	登録番号及び登録の年月日	青森市長　　－第　　号・　　年　　月　　日
3	廃業等の年月日	年　　月　　日
4	廃業等の内容	
5	廃業等をした浄化槽保守点検業者と届出者の関係	

様式第１２号（第１１条関係）

浄化槽保守点検業者年間実績報告書（　　年度分）

氏名又は名称		登録番号	－第　　号	営業所名	

番号	建築物の名称	浄化槽管理者	浄化槽の設置場所	処理方式	処理人員	設置年月	保守点検回数	担当浄化槽管理士	清掃の必要性の通知	浄化槽清掃業者の氏名
				単独・合併	人槽	年　月	回		回	
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						